

第4編 大規模事故編

鴨川市地域防災計画

第4編 大規模事故編

第1章 大規模事故体制.....	1
第1節 災害応急活動体制.....	1
1. 配備体制.....	1
2. 職員の動員.....	1
3. 事故警戒本部.....	1
4. 事故対策本部.....	2
5. 合同調整所.....	4
第2節 情報の収集・報告.....	5
第2章 大規模事故対策計画.....	6
第1節 大規模火災対策.....	6
1. 基本方針.....	6
2. 予防対策計画.....	6
3. 災害情報.....	7
4. 応急対策計画.....	8
第2節 林野火災対策.....	9
1. 基本方針.....	9
2. 予防対策計画.....	9
3. 災害情報.....	9
4. 応急対策計画.....	10
第3節 危険物等災害対策.....	11
1. 基本方針.....	11
2. 予防対策計画.....	11
3. 災害情報.....	12
4. 応急対策計画.....	12
第4節 海上災害対策.....	14
1. 基本方針.....	14
2. 予防対策計画.....	14
3. 災害情報.....	14
4. 応急対策計画.....	15
第5節 油等海上流出災害対策.....	17
1. 基本方針.....	17
2. 予防対策計画.....	17
3. 災害情報.....	17
4. 応急対策計画.....	18
第6節 航空機災害対策.....	20
1. 基本方針.....	20
2. 予防対策計画.....	20
3. 災害情報.....	20
4. 応急対策計画.....	21
第7節 鉄道災害対策.....	23

1. 基本方針.....	23
2. 予防対策計画.....	23
3. 災害情報.....	23
4. 応急対策計画.....	23
第8節 道路災害対策.....	25
1. 基本方針.....	25
2. 予防対策計画.....	25
3. 災害情報.....	25
4. 応急対策計画.....	25
第9節 放射性物質事故対策.....	28
1. 基本方針.....	28
2. 予防対策計画.....	29
3. 災害情報.....	29
4. 応急対策計画.....	30
5. 災害復旧計画.....	31

第1章 大規模事故体制

第1節 災害応急活動体制

1. 配備体制

(1) 配備基準

大規模事故が発生した場合、状況に応じて次の配備体制をとり、応急対策にあたる。

■配備体制（大規模事故）

配備段階		配備基準	配備を要する部署
連絡体制	第1配備	1. 直接即報基準に該当する大規模事故の発生の連絡を受けたとき 2. その他市長（本部長）が必要と認めたとき	・危機管理課
事故警戒本部	第2配備	1. 大規模事故の状況により、被災者等への対応が必要などとき 2. その他市長（本部長）が必要と認めたとき	・危機管理課 ・対応を所管する課
事故対策本部	第3配備	1. 大規模事故の状況により、避難、被災者対応、事後処理等について、全庁的な対応が必要などとき 2. その他市長（本部長）が必要と認めたとき	・本部事務局 ・対応を所管する班

(2) 配備の決定

危機管理課長は、災害情報を収集し災害情報及び必要な対策を市長（本部長）に報告する。市長（本部長）は、報告に基づいて配備体制及び災害対策本部の設置を決定し、動員を指示する。

2. 職員の動員

(1) 動員方法

市長（本部長）は、各班長に配備及び動員を連絡する。各班長は、所属職員に連絡する。連絡は、電話及び庁内放送、職員参集メール等を用いる。勤務時間外の場合は、職員参集メール、非常連絡網により連絡する。

(2) 参集場所

勤務時間内及び勤務時間外ともに、参集場所は各自の勤務先とする。なお、災害状況等により、やむをえず参集場所に行けない場合は、直近の庁舎とする。

(3) 動員報告

参集した職員は、所属単位に各班長を通じて動員報告を行う。

3. 事故警戒本部

(1) 設置基準

市長（本部長）は、警戒活動の必要があると認める場合は、必要な職員を配備し、鴨川市役所に事故警戒本部を設置する。

なお、市域が広域であるため、局地的な被害の場合は、住民対応に支障がでないように、現地対策本部を設置することができる。

(2) 組織

事故警戒本部は、事故対策本部の組織を準用する。

(3) 指揮の権限

事故警戒本部の設置及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任する。なお、市警戒本部長、市警戒副本部長及び市警戒本部員の代替職員については、次のとおりとする。

■警戒本部長及び代替職員

名 称	本部長	代替職員
警戒本部長	市 長	副市長

(4) 運営

事故警戒本部の活動は、次のとおりである。

■事故警戒本部の活動内容

○事故情報の収集	○関係機関との連絡・調整
○危険箇所の警戒巡視	○所管施設の警戒巡視及び予防措置
○軽微な被害への応急対策	○住民への災害広報

(5) 事故警戒本部の廃止

市長（本部長）は、事故による被害が発生しなかったとき、あるいは事態が終息したときは、事故警戒本部を廃止する。

(6) 事故対策本部への移行

市長（本部長）は、災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがあるときは、事故警戒本部から事故対策本部へ移行する。

4. 事故対策本部

(1) 設置基準

事故対策本部は、次の設置基準に該当し、市長（本部長）が必要と認めたときに設置する。

■災害対策本部の設置基準

○大規模事故の発生により多数の被害者が発生したとき。
○大規模事故の発生により市民の生命・身体及び市民生活に多大な影響を及ぼすとき。
○その他、市長（本部長）が必要と認めたとき。

(2) 設置場所

事故対策本部は、原則として、市役所本庁舎4階会議室に設置する。これらが被災のため使用できない場合は、事故の状況により総合保健福祉会館等に設置する。

■事故対策本部の設置場所

区 分	設置順位	設置場所
事故対策本部	1	市役所本庁舎4階会議室
	2	総合保健福祉会館

(3) 事故対策本部設置の通知

本部事務局は、本部を設置した場合、直ちに千葉県、自衛隊、警察署、その他必要な防災関係機関等に通知する。

■本部設置の通知

通知先	通知方法
市各課	庁内放送、市防災行政用無線、電話、口頭
防災関係機関	県防災行政無線、電話、口頭
一般市民	市防災行政用無線（固定系）、広報車、市ホームページ、安全・安心メール
報道機関	電話、口頭
隣接市町村	電話、文書、県防災行政無線

(4) 指揮

事故対策本部の設置及び指揮は、市長（本部長）の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任する。

■市事故対策本部長及び代替職員

名称	本部長、副本部長、本部員	代替職員
市対策本部長	市長	副市長
市対策副本部長	副市長	企画総務部長

(5) 本部の組織

事故対策本部の組織及び編成は「鴨川市災害対策本部条例」及び「鴨川市災害対策本部規則」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

① 本部の組織

本部長 (市長)	<ul style="list-style-type: none"> 事故対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。 本部の設置・廃止の決定、避難の勧告・指示の発令、警戒区域の設定、自衛隊の災害派遣要請の権限をもつ。
副本部長 (副市長)	<ul style="list-style-type: none"> 本部長の補佐をし、本部長に事故あるときはその職務を代理する。 本部長が適切に判断するために必要なアドバイスが行えるよう、各班からの情報を収集・分析する。
本部員	<ul style="list-style-type: none"> 本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

② 班

災害対策を行うため本部に班をおく。班長（副班長）及び班に属する本部員は、市長（本部長）が指名する。

班長	<ul style="list-style-type: none"> 班における職員の活動を統括する。 班内における人員の配置・補充、他機関への応援の要請等を行う。
副班長	<ul style="list-style-type: none"> 班長の補佐をし、班長が事故あるときその職務を代理する。
班員	<ul style="list-style-type: none"> 班長の指示にしたがって対策を実行する。

③ 本部室

市長（本部長）は、本部に本部室を設け、災害応急対策に関する基本方針その他重要事項を審査決定するため、本部室会議を開催する。本部室に属するものは、市長（本部長）が指名する。

本部室員	教育長、全部長、全所属長、その他市長が認める者
------	-------------------------

本部室会議 の協議事項	○事故対策本部配置体制の決定 ○避難所等の開設決定 ○避難の勧告等の決定 ○自衛隊派遣要請依頼の決定 ○災害救助法適用申請の決定 ○県及び他市町村への応援要請の決定 ○その他重要事項の決定 ※市長（本部長）が最終決定権限を有する。
----------------	--

(6) 事故対策本部の廃止

市長（本部長）は、事故により被害の発生する危険が解消したと認めたとき、又は応急対策が概ね完了したと認めたときは、事故対策本部を廃止する。廃止の通知は、設置時の通知と同様に行う。

なお、事故の規模等により、事後処理を必要とする場合は、関係課等において継続して対処する。

5. 合同調整所

事故発生現場等において、関係機関（消防、警察、自衛隊、医療等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるとき、市又は県は、合同調整所を速やかに設置し現地関係機関の間の連絡調整を図る。

第2節 情報の収集・報告

市長（本部長）は、災害対策基本法第53条の規定により、市域に災害が発生し、又は発生が予想される時は、速やかに被害情報等を収集し、千葉県防災情報システム及び電話・ファクシミリ又は防災行政無線により県本部事務局に報告する。

県に報告できない場合、又は次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁へも報告する（覚知後30分以内）。

- (1) 消防庁即報基準に該当する火災・災害のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合
- (2) 通信の途絶等により知事に報告することができない場合
- (3) 119番通報の殺到状況時にその状況を報告

■火災・災害等即報要領の直接即報基準

火災等即報	交通機関の火災	航空機火災、タンカー火災、船舶火災であって社会的影響度の高いもの、トンネル内車両火災、列車火災
	危険物等に係る事故	(1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの (2) 負傷者が5名以上発生したもの (3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で当該工場等の施設内又は周辺の500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの (4) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 (5) 市街地又は高速道路上におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの (6) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	原子力災害	(1) 爆発、火災の発生、放射性物質・放射線の漏えい (2) 放射性物質輸送車両の火災（そのおそれがあるものを含む。） (3) 核燃料物質等運搬中の火災、事故（その通報があった場合） (4) 基準以上の放射線の検出（その通報があった場合） (5) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災で、放射性同位元素・放射線の漏えい
	その他の事故	ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災 可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって社会的影響の高いもの
	救急・救助事故即報	死者5人以上、死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 (2) バスの転落等による救急・救助事故 (3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 (4) 不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 (5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

第2章 大規模事故対策計画

第1節 大規模火災対策

1. 基本方針

(1) 基本方針

市域において大規模な延焼火災が発生した場合に、関係機関と連携して被災者を迅速かつ適切に救助するとともに、延焼の防止など被害の軽減を図るため、市がとるべき応急措置を定める。

(2) 想定する災害

想定する大規模火災は、次のとおりである。

■想定する大規模火災

○市街地において延焼火災が発生した場合

2. 予防対策計画

(1) 建築物不燃化の促進

都市建設課は、都市部において火災の延焼拡大を未然に防ぐため、法令に基づき、次の対策の実施を検討する。

① 建築物の防火規制

市街地における延焼防止を次により促進する。

ア. 建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。

イ. 防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条による屋根不燃区域の指定に基づき、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

② 都市防災不燃化促進事業

大規模火災から市民の生命・財産を守るため、避難場所周辺等の一定範囲の不燃化を促進する。

(2) 防災空間の整備・拡大

都市建設課は、延焼を防止する防災空間の整備・拡大を図るために、次の対策を行う。

① 公園は、防災都市づくりの一環として、火災に強い植栽を行うなど、防災効果を考慮した整備を進める。

② 市道の幅員拡大や街路樹の植栽等の街路の整備を進める。

(3) 市街地の整備

都市建設課は、土地区画整理事業等により防災上安全性の高い市街地形成を図る。

(4) 火災予防検査

消防本部は、火災を未然に防止するため、消防法等に基づき防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物への立ち入り検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

(5) 住宅の防火対策

消防本部は、住宅火災の予防と被害の軽減を図るため、住宅への住宅用防災機器の設置及び維持管理を含めた住宅防火への意識の高揚を図る。

また、防災製品の活用を推進する。

(6) 多数の者を収容する建築物

① 消防計画の作成及び遵守

消防本部は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行、消防計画の遵守を指導する。

② 防火対象物の点検及び報告

特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期的に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

(7) 大規模・高層建築物の防火対策

消防本部は、大規模・高層建築物の管理権原者又は関係者に対し、次の事項について指導する。

① 消防防災システムのインテリジェント化の推進

ア. 高水準消防防災設備の整備

イ. 複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備

② 防災センターの整備

防災センター要員に対する高度な教育の計画的な実施

(8) 文化財の防火対策

文化財振興室及び消防本部は、文化財の所有者又は管理者に対して次の事項を指導する。

① 消防設備の設置・整備

文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火栓設備、動力消防設備等の消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。

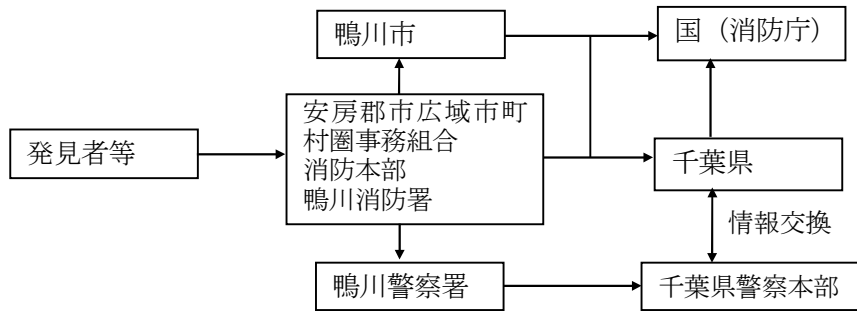
② 防火管理

文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行う。管理にあたっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検について消防機関から適切な指導を受ける。日常的な措置については、防火責任者を定め防火管理計画、防災訓練等の具体的な消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活動の体制を整備しておく。

また、毎年1月26日を文化財防火デーとして文化財建造物の消火訓練を実施する。

3. 災害情報

大規模火災発生時の情報伝達経路は、次のとおりである。



4. 応急対策計画

大規模火災が発生した場合は、次の応急対策を実施する。対策の詳細については、第3編第2章災害応急対策計画を適用する。

(1) 広報活動

住民に対して防災行政無線、広報車等により火災発生状況、避難指示（緊急）等について広報する。

(2) 応急活動体制

必要に応じて事故対策本部を設置する。合同調整所が設置された場合は、公共施設、資機材の提供等の支援を実施する。

(3) 捜索・救助救出活動

捜索・救出は安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部・鴨川消防署、消防団、鴨川警察署及び各交番が対応する。

(4) 消防活動

火災の消火は、安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部・鴨川消防署が実施する。消火にあたっては、避難所・避難経路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。

また、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。消防本部・鴨川消防署だけでは対応が困難なときは、「千葉県広域消防相互応援協定」に基づき、千葉県内の消防組織に対し応援を要請する。

消火、飛火警戒等においては、近隣住民、住民会の協力を得て効果的な活動を実施する。

(5) 避難

延焼火災が住民への影響がある場合は、安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部・鴨川消防署、消防団、鴨川警察署等と連携して、避難区域を設定し、避難広報、誘導、避難所の開設・受入れを行う。

(6) 医療救護活動

亀田総合病院及び国保病院で対応する。負傷者の搬送は安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部・鴨川消防署が対応する。

(7) 交通規制

鴨川警察署及び各交番は応急活動のため必要に応じて交通規制を実施する

第2節 林野火災対策

1. 基本方針

(1) 基本方針

市域において広範囲にわたる林野火災が発生した場合に、関係機関と連携して延焼の防止など被害の軽減を図るため、市がとるべき応急措置を定める。

(2) 想定する災害

想定する林野火災は、次のとおりである。

■想定する林野火災

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○市域において広範囲にわたる林野火災が発生した場合○市域の林野火災により、住民の避難、観光客等の森林滞在者の救出等が必要な場合 |
|--|

2. 予防対策計画

(1) 広報

① 広報などによる注意

消防本部は、市の広報紙、ホームページ等を利用し、林野火災予防に対する意識を喚起する。また、ハイカー及び林業労働者に携帯用すいが入れの保持の徹底を図る。

② 学校教育による指導

学校教育課は、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等の観点から、児童・生徒に対して林野火災予防の考え方や方法を理解させるための普及指導を行う。

(2) 法令による規制

次の法令による規制を行い、林野火災を防止する。

- ① 火の使用制限（消防法第22条第4項、火災予防条例）
- ② 一定区域におけるたき火、喫煙の制限（消防法第23条）
- ③ 火入れの許可制の励行（森林法第21条、第22条）

(3) 林野の整備

森林所有者は、林野等を下草刈、枝打ち、間伐等を実施し、消火活動に資する。

(4) 林野火災特別地域対策事業

県及び農林水産課は、事業を実施する地域を協議して決定し、林野火災特別地域対策事業計画を作成する。

3. 災害情報

(1) 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了をもって行う。

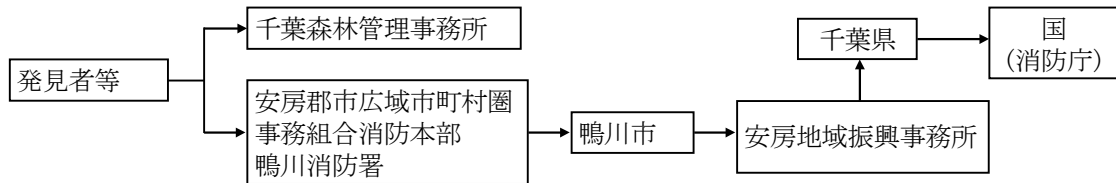
林野火災気象通報を受けたときは、通報内容及び取るべき予防措置等を、安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部等の関係機関へ通報するとともに、住民に広報する。

林野火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生の危険性があると認められたときは、消防法第22条に基づき火災警報を発令する。

(2) 林野火災発生時の通報

林野火災発生時の通報は、次のとおりである。

■ 林野火災発生時の伝達経路



4. 応急対策計画

林野火災が発生した場合は、次の応急対策を実施する。対策の詳細については、第3編第2章災害応急対策計画を適用する。

(1) 広報活動

住民に対して防災行政無線、広報車等により火災発生状況、避難指示等について広報する。

また、火災発生区域の観光客、林業者等の森林滞在者に対して退去するよう広報する。

(2) 応急活動体制

必要に応じて事故対策本部を設置する。合同調整所が設置された場合は、公共施設、資機材の提供等の支援を実施する。

(3) 消防活動

火災の消火は、安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部・鴨川消防署、消防団が実施する。消火にあたっては、林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林関連機関等の出動協力等により効果的な地上消火を行う。消防本部・鴨川消防署だけでは対応が困難なときは、「千葉県広域消防相互応援協定」に基づき、千葉県内の消防組織に対し応援を要請する。

住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、千葉県にヘリコプターの出動を要請し、空中消火を実施する。

(4) 避難

林野火災が住宅地まで及ぶ危険性がある場合は、避難区域を設定し、避難広報、誘導、避難所の開設・受け入れを行う。

(5) 捜索・救助救出活動

孤立者を発見した場合は、ヘリコプターによる救出を千葉県に要請する。

(6) 交通規制

鴨川警察署及び各交番は応急活動のため必要に応じて交通規制を実施する。

第3節 危険物等災害対策

1. 基本方針

(1) 基本方針

市域において危険物等の漏えい、流出、火災、爆発等により多数の死傷者を伴う大規模な事故や住民へ影響する事故が発生した場合に、関係機関と連携して被災者を迅速かつ適切に救助し住民対策をすることにより被害の軽減を図るため、市がとるべき応急措置を定める。

(2) 危険物等の定義

危険物等とは、次のものをいう。

- 危険物：消防法第2条第7項に規定されているもの
(例) 石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など
- 火薬類：火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されているもの
(例) 火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管）など
- 高压ガス：高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されているものうち、基準の圧力及び温度の状態により「高压ガス」となる。
(例) 液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど
- 毒物・劇物：毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの
(例) 毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド等）など

(3) 想定する災害

想定する危険物等災害は、次のとおりである。

■想定する危険物等災害

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○危険物等の漏えい、流出、火災、爆発等により、多数の死傷者が発生する場合○危険物等の漏えい、流出、火災、爆発等により、地域住民等に影響が及ぶ場合 |
|---|

2. 予防対策計画

(1) 予防査察

消防本部は、消防法その他法令に基づいて、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査を行い、法令に定める基準に不適合な場合は、改修、移転など危険物の規制を実施する。

(2) 事業所防災対策の強化

消防本部は、危険物施設の管理者等に対し、危険物保安監督者・危険物保安統括管理者・危険物施設保安員の選任、防災組織の確立、消防用設備の設置、防災訓練等を指導する。

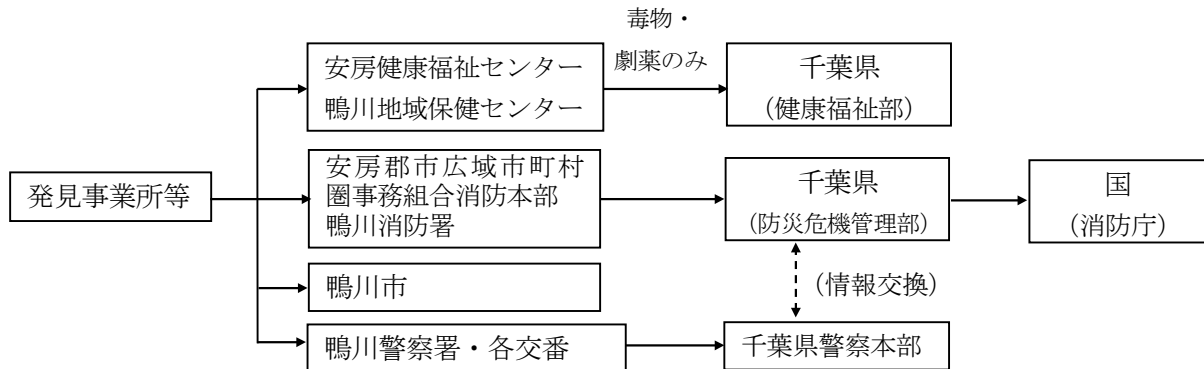
各危険物施設は、防災組織を確立し情報連絡や緊急動員等に備えた体制の整備、従業員の保安教育や防災訓練を行い防災措置の習熟を図る。

(3) 消防体制の強化

消防本部は、危険物の性質、数量等を把握し、事業所ごとの火災防災計画を作成するとともに、危険物取扱い職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策について教育を行う。

3. 災害情報

危険物等災害発生時の情報伝達経路は、次のとおりである。



4. 応急対策計画

危険物等災害が発生した場合は、次の応急対策を実施する。対策の詳細については、第3編第2章災害応急対策計画を適用する。

(1) 広報活動

住民に対して防災行政無線、広報車等により次の事項を広報する。

■住民に対する広報

- 災害発生の状況
- 危険物等の種類、性状など人体・影響に与える状況、対処方法
- 医療機関等の情報
- 関係機関の実施する応急対策の概要
- 避難の指示等、避難先

(2) 応急活動体制

必要に応じて事故対策本部を設置する。合同調整所が設置された場合は、公共施設、資機材の提供等の支援を実施する。

(3) 捜索・救助救出活動

安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部・鴨川消防署、消防団、鴨川警察署及び各交番が対応する。

(4) 医療救護活動

亀田総合病院及び国保病院で対応する。負傷者の搬送は安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部・鴨川消防署、消防団が対応する。

(5) 消防活動

事業者は、消防が到着するまでの間、自衛消防組織等によりその延焼の拡大を最小限に抑える。安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部・鴨川消防署、消防団は、事業者との連携により、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状にあった適切な消防活動を実施する。

なお、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。住民の避難の必要がある場合は、鴨川市に連絡する。

(6) 避難

住民の避難の必要がある場合は、避難区域を設定し、避難広報、誘導、避難所の開設・受け入れを行う。

(7) 交通規制

鴨川警察署及び各交番は応急活動のため必要に応じて交通規制を実施する。

第4節 海上災害対策

1. 基本方針

(1) 基本方針

市付近の海域において、船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は生ずるおそれのある事態であって、保護を要する場合に、早期に初動体制を確立して、被害の防止や軽減を図るため、市がとるべき応急措置を定める。

ただし、油等の流出事故については第5節「油等海上流出災害対策」の定めるところによる。

(2) 想定する災害

想定する海上災害は、次のとおりである。

■想定する海上災害

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○旅客船、その他多数の人が乗船している船舶の海難で、多数の人命の損失を伴う場合○漁船の集団海難で、多数の人命の損失を伴う場合 |
|---|

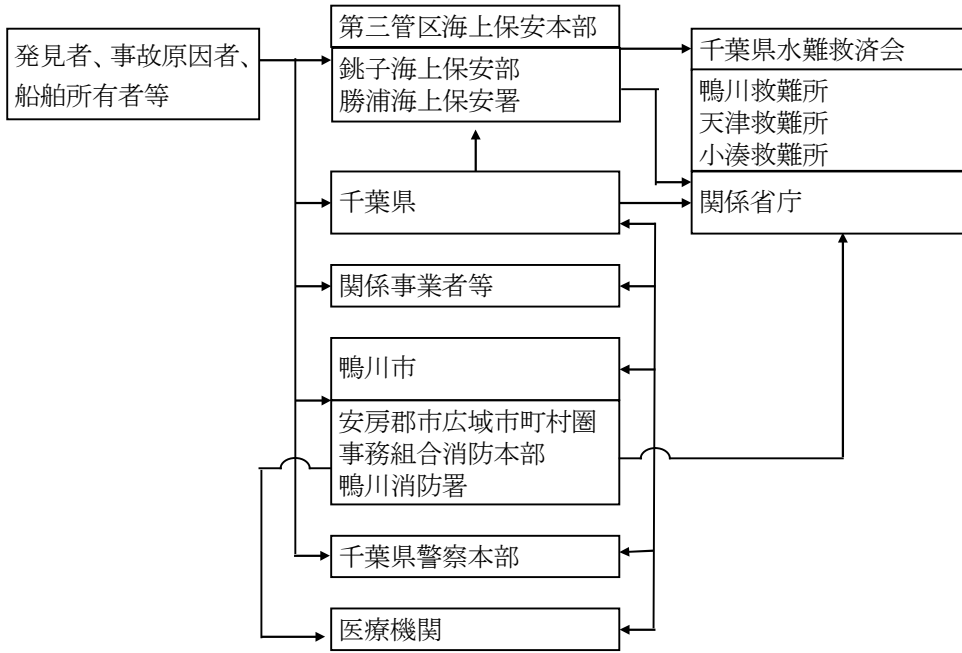
2. 予防対策計画

危機管理課は、消防本部、海上保安本部及び千葉県水難救済会等と連携して、海難救助訓練を実施する。

3. 災害情報

初動体制を早期に確立するためには早期の災害覚知が不可欠である。関係機関は下記のルートにより情報の受伝達を緊急に行う。

県は、漁業無線通信系を利用した海上事故の通報等の応急通信、並びに漁船、県所属船舶からの事故に係る情報の収集を実施する。



4. 応急対策計画

海上災害が発生した場合は、次の応急対策を実施する。対策の詳細については、第3編第2章災害応急対策計画を適用する。

(1) 広報活動

住民に対して防災行政無線、広報車等により海上災害の発生状況、避難指示等について広報する。

また、周辺船舶に対して必要な措置について、海上保安署等と協力しながら、市防災行政無線等により広報する。

(2) 応急活動体制

災害を覚知した場合は、防災関係機関は直ちに初動体制を確立して、対応に努める。一次的に対応をする関係機関及び主な対応は以下のとおりである。

市	避難指示等、他団体への応援要請、住民への広報
当該船舶所有者等	消火、救難、救助、広報、被災者家族等への情報提供
第三管区海上保安本部	捜索、救助、救急、消火、関係機関との連絡調整、事故原因の調査・広報
鴨川消防署	捜索、消火、救難、救助、救急、搬送
県警察	捜索、救難、救助、搬送路・物資輸送路の確保
県	関係機関との連絡調整
医療機関	負傷者等の応急医療、救護等

また、必要に応じて事故対策本部を設置する。合同調整所が設置された場合は、公共施設、資機材の提供等の支援を実施する。

(3) 関係機関の体制

① 第三管区海上保安本部の体制

ア. 災害の発生が予想される場合

(ア) 警戒配備

大規模海難に至らない海上災害の発生が予想されるときは、必要に応じ、海上保安庁非常配備規則に基づき第三管区海上保安本部長が発令し、緊急に事前の措置を実施してこれに備える態勢を確立する。

(イ) 非常配備

大規模海難等の発生が予想されるときに、海上保安庁非常配備規則に基づき、必要に応じ、第三管区海上保安本部長が非常配備乙を発令し、緊急の措置を実施してこれに備える態勢を確立する。

イ. 災害が発生した場合

(ア) 大規模海難等対策本部の設置

大規模海難その他海上における災害の際に、救助、援助、汚染の防除及び犯罪の捜査に関する業務を特に統一かつ強力に推進するため、大規模海難等対策本部規則に基づき設置する。

(イ) 中規模海難等対策本部の設置

大規模でない海難その他における災害が発生した際に、救助、援助及び汚染の防除に関する業務を協力的かつ確に推進するため、大規模海難等対策本部規則に基づき設置する。

② 県の体制

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

③ 市の体制

海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その海域に係る災害応急対策を実施する。

④ 防災関係機関の体制

関係機関の長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を取りながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 消防活動

勝浦海上保安署及び消防本部と密接に連携し、消火活動に協力する。

(5) 避難

海上災害が住宅地まで及ぶ危険性がある場合は、避難区域を設定し、避難広報、誘導、避難所の開設・受け入れを行う。

(6) 捜索・救助救出活動

遭難船舶を認知した場合、市は勝浦海上保安署及び警察署に連絡をするとともに、直ちに現場に臨み、捜索及び救護活動を実施する。

(7) 交通規制

鴨川警察署及び各交番は応急活動のため必要に応じて交通規制を実施する。

第5節 油等海上流出災害対策

1. 基本方針

(1) 基本方針

市周辺海域において、油等の流出事故が発生した場合に、流出した油等の拡散防止と回収等を実施し、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るとともに、水産業、その他産業の被害の軽減を図り、環境汚染を最小限化するため、市がとるべき応急措置を定める。

(2) 想定する災害

想定する油等海上流出災害は、次のとおりである。

■想定する油等海上流出災害

○船舶等の接触、衝突、乗揚げ、沈没等の事故による大量の油等（「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（以下「海防法」という。）第3条でいう油及び有害液体物質）の流出を伴う場合

2. 予防対策計画

(1) 広域的な活動体制

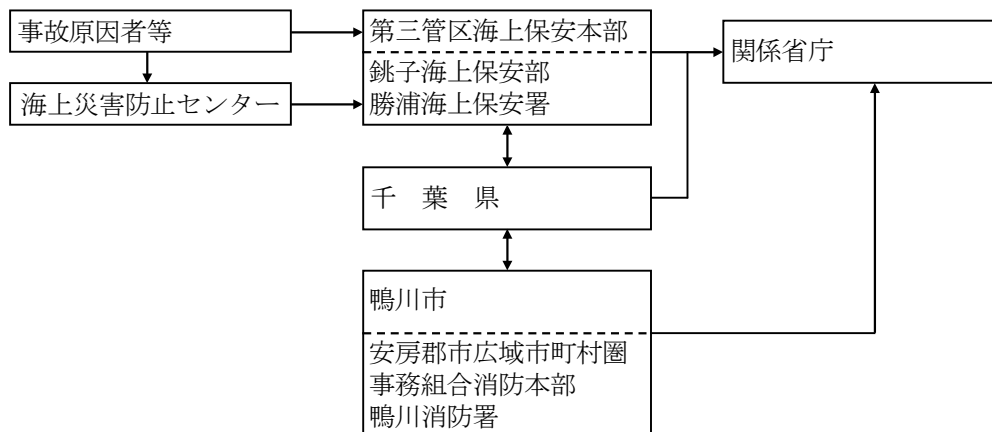
国、県及び危機管理課は、各機関との連携を密にし、事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制を確立する。

(2) 油防除作業体制の整備

危機管理課及び環境課は、県が策定した「油防除作業手順マニュアル」（平成11年3月）、「千葉県油等海上流出事故対応マニュアル」（平成18年3月）を活用し、地域に即した対応ができるような体制を整備するとともに、油防除資機材の備蓄や関係機関が行う防災訓練等に参加する。

3. 災害情報

市及び防災関係機関は、油等流出事故が発生した場合に、被害の拡大等を防止し、沿岸地域住民、沿岸施設及び船舶の安全確保を図るとともに、水産業、その他産業の被害を軽減するため、緊急時の情報収集連絡体制を確立しておく。



4. 応急対策計画

油等海上流出災害が発生した場合は、次の応急対策を実施する。対策の詳細については、第3編第2章災害応急対策を適用する。

(1) 広報活動

住民に対して防災行政無線、広報車等により油等海上流出災害の発生状況、避難指示等について広報する。ガス、異臭等が発生し、生命身体に影響がある場合は、警戒区域の設定を行う。

また、市は、付近の海域において油流出事故が発生し、被害の発生又はそのおそれがあるときは、海岸線のパトロールを実施し、速やかにその状況を勝浦海上保安署及び県に報告する。

(2) 応急活動体制

油等流出事故が発生した場合における被害の軽減を図るため、防災関係機関及び関係団体並びに事故原因者等は災害応急対策への備えに万全を期す。

① 油防除作業体制の整備

市は、県が策定した「油防除作業手順マニュアル」や「千葉県油等海上流出事故対応マニュアル」を活用し、地域に即した対応が迅速かつ的確にできるよう、体制整備に努める。

② 油防除資機材等の整備

市は、油防除資機材の整備を図るよう努める。

(3) 消防活動

勝浦海上保安署及び消防本部と密接に連携し、消火活動に協力する。

(4) 避難

海上災害が住宅地まで及ぶ危険性がある場合は、避難区域を設定し、避難広報、誘導、避難所の開設・受け入れを行う。

(5) 防除活動

① 防除方針

流出した油等は、海上で防除することに目標を置き、防除方針の決定にあたっては海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を回避するよう努める。

また、市及び防災関係機関においては、勝浦海上保安署等海上保安機関との連携を図りつつ、流出油等の性状及び有害性の有無について迅速な把握に努め、効率的な流出油等の拡散防止、回収及び処理を行う。

② 流出油の防除措置

市は、漂着油により海岸が汚染され、又はそのおそれがある場合は、事故原因者等の要請に基づき、その被害を防止するための除去作業等を実施するとともに、必要に応じ回収油の保管場所の確保に努める。

(6) 環境保全等に関する対策

市は、油等流出事故による地域住民の健康被害の防止及び軽減を図るとともに、環境の保全を図る。

① 必要に応じて環境調査を実施するとともに、環境汚染に関する情報を国等防災関係機関へ通報する。

② 異臭等の発生により、住民の生命・身体に有害な影響が予測される場合は、住民からの健康相談に対応する。

- ③ 海鳥、海生生物等に被害が発生した場合には、関係団体等の協力を得て、その保護に努める。

(7) 油回収作業実施者の健康対策

被災地における健康対策は、県及び医療機関の協力を得て市が実施する。

(8) 補償対策

① タンカーによる油流出事故の場合

船舶油濁等損害賠償保障法（昭和50年法律第95号）に基づき、直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は被害に加え、損害を防止又は軽減するための措置に要した経費を、また、国、地方公共団体等が行った同様の措置に要した経費についても船舶所有者に損害賠償請求等ができる。

② タンカー以外の一般船舶からの油流出事故の場合

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第41条の2に基づき海上保安庁長官からの要請があった場合は、地方公共団体等が行った油防除に必要な措置に要した経費について、船舶所有者等に行政処分により請求する。

漁業者及び観光業者等は、直接受けた被害の損害賠償請求等ができる。

(9) 事後の監視等の実施

市及び防災関係機関は、油等の回収等応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、環境への影響の把握に努める。

第6節 航空機災害対策

1. 基本方針

(1) 基本方針

市及びその周辺並びにその他の地域において、航空機の炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合、またはまさに発生しようとしている場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、市がとるべき応急措置を定める。

なお、海上遭難の場合は、第4節「海上災害対策」に準ずる。

(2) 想定する災害

想定する航空災害は、次のとおりである。

■想定する航空災害

- 航空機の墜落炎上により、多数の搭乗者に被害が発生した場合
- ヘリコプター、小型飛行機等の墜落炎上により、搭乗者とともに住民等に影響がある被害が発生した場合

2. 予防対策計画

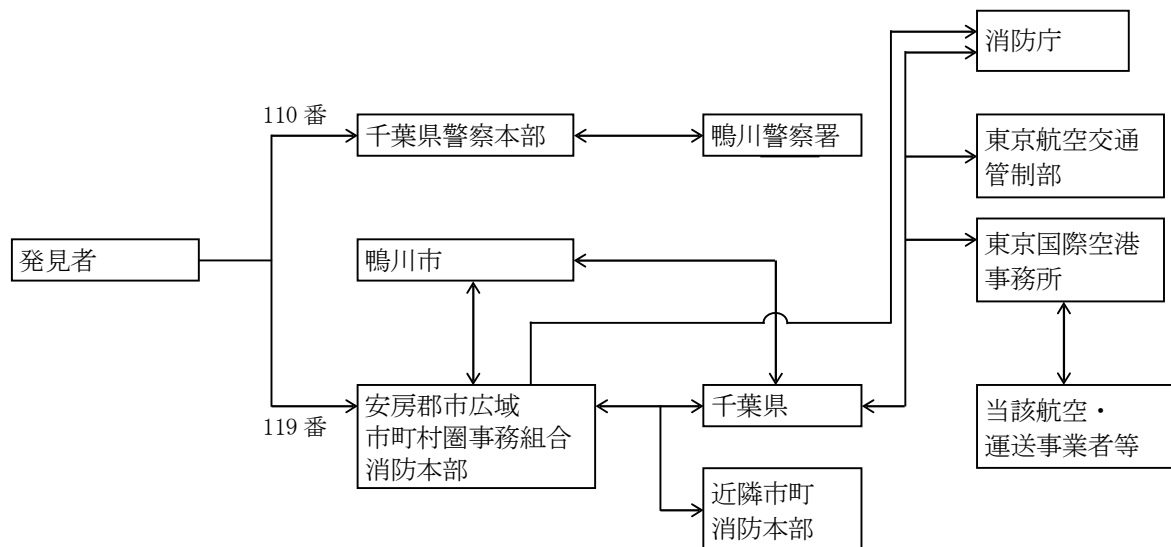
危機管理課は、関係機関とともに、航空機災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

3. 災害情報

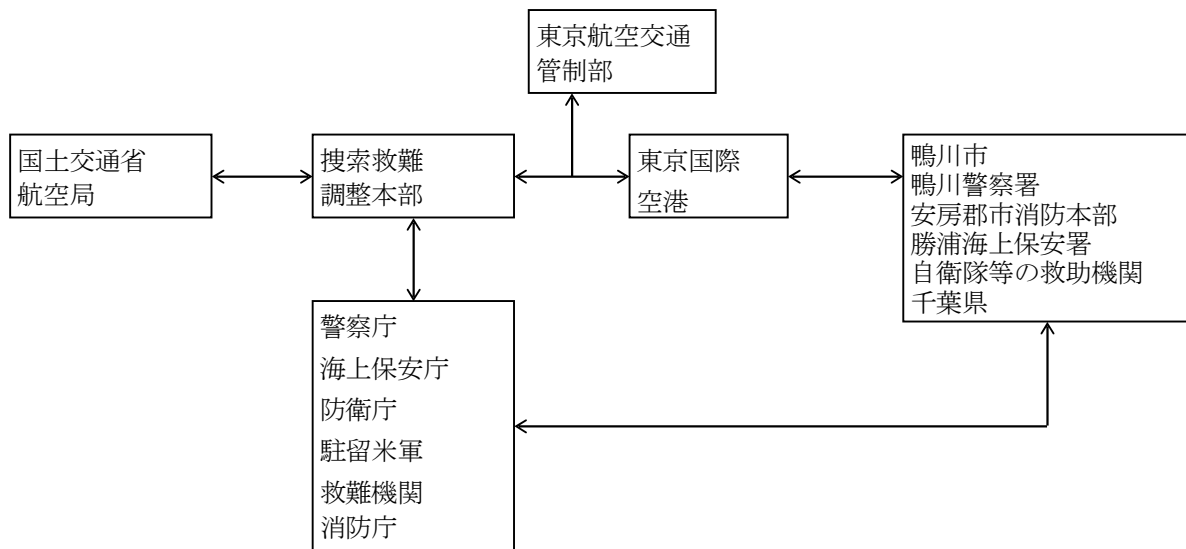
航空機災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合に防災関係機関は早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図る。

また、県への通報は国が定めている「火災・災害等即報要領」の様式により行うことになる。

(1) 発生地点が明確な場合



(2) 発生地点が不明確な場合（遭難機の搜索）



(注) 搜索救難調整本部は、通常、東京空港事務所（羽田）に設けられる。

4. 応急対策計画

航空災害が発生した場合は、次の応急対策を実施する。対策の詳細については、第3編第2章災害応急対策計画を適用する。

(1) 広報活動

住民に対して防災行政無線、広報車等により災害発生状況、避難の必要性等について広報する。

(2) 応急活動体制

必要に応じて事故対策本部を設置する。合同調整所が設置された場合は、公共施設、資機材の提供等の支援を実施する。

(3) 搜索・救助救出活動

航空機の乗客及び被災地域住民等の救出、救護、収容等を行う場合は、安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部・鴨川消防署、消防団、鴨川警察署及び各交番により実施する。

① 救出班の派遣

実施機関は、乗客、地域住民等の救出のため、救出班を派遣し、担架等救出に必要な資器材を投入し、迅速に救出活動を実施する。

② 救護班の派遣

負傷者の救護は、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部等の協力機関が編成する救護班の派遣を受けて、応急措置を施した後に、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

なお、協力機関が編成する救護班は、第2章第9節「救助・救急・消防」及び第10節「医療救護」の定めるところによる。

③ 救護センターの開設

重軽傷者の救護は、原則として市が仮設救護センターを開設し、迅速な処置を図る。

④ 救急、搬送

消防機関が中心となって応急措置後の負傷者を、あらかじめ指定された医療機関に搬送

する。

⑤ 遺体一時保存所等の設置

遺体の収容は、原則として市が、遺体安置所、検案場所を設置し、収容する。

遺体の収容、埋葬に係る実施事項は、第3編第2章第13節「行方不明者の捜索・遺体の処理計画」の定めるところによる。

(4) 医療救護活動

亀田総合病院及び国保病院で対応する。必要に応じて災害現場近くに救護センターを設置し、トリアージを行う。負傷者の搬送は安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部・鴨川消防署、消防団が対応する。

(5) 消防活動

航空機の墜落炎上による火災の消火は、安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部・鴨川消防署、消防団が実施する。消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

- ① 航空機災害に係る火災が発生した場合、消防本部は、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。
- ② 航空機災害に係る火災が発生した場合、市長（本部長）及び消防本部は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。
- ③ 災害の規模等が大きく、市、消防本部限りでは対処できないと思われる場合は、千葉県広域消防相互応援協定により近隣市町消防機関に応援を求める。

(6) 交通規制

鴨川警察署及び各交番は応急活動のため必要に応じて交通規制を実施する。

(7) 遺体の収容、処理

検案を終了した遺体を収容するために、公共施設に遺体安置所を設置し、必要な措置をとる。

(8) 被災者家族等への支援

被災者家族等のために原因者等の要請に基づき、待機所や宿泊施設、火葬等の必要な対応を支援する。

第7節 鉄道災害対策

1. 基本方針

(1) 基本方針

鉄道施設の大規模災害を未然に防止し、火災発生時には迅速、的確に応急対策を実施するとともに旅客の安全及び輸送の確保に努める。

災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るための防災関係機関の対策(早期初動体制の確立、被害状況の把握、的確な応急対策の実施)に市が協力すべき応急措置を定める。

(2) 想定する災害

想定する鉄道災害は、次のとおりである。

■想定する鉄道災害

○列車の衝突、脱線により多数の乗客に被害が発生した場合

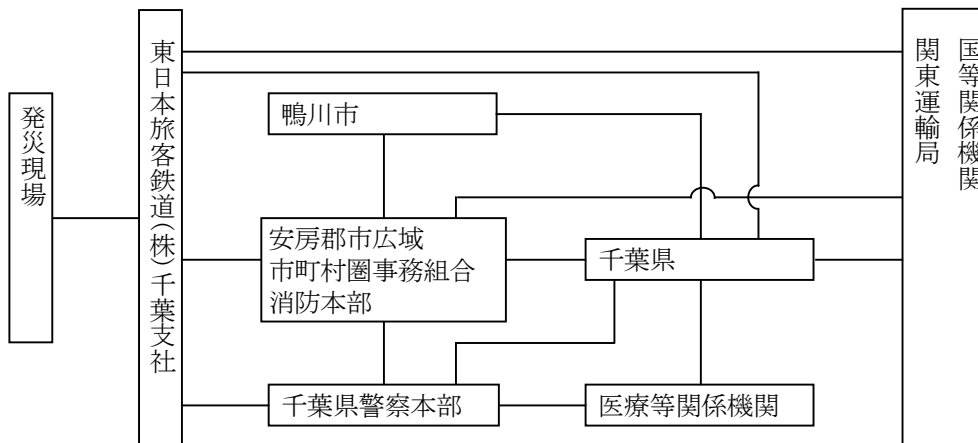
2. 予防対策計画

県、東日本旅客鉄道(株)、危機管理課は、相互間における情報の収集・連絡体制の整備を図る。

また、都市建設課及び東日本旅客鉄道(株)は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、踏切道の改良に努める。

3. 災害情報

鉄道災害発生時の情報伝達経路は、次のとおりである。



4. 応急対策計画

鉄道災害が発生した場合は、次の応急対策を実施する。対策の詳細については、第3編第2章災害応急対策計画を適用する。

(1) 広報活動

住民に対して防災行政無線、広報車等により災害発生の状況、復旧状況等について広報する。

(2) 応急活動体制

必要に応じて事故対策本部を設置する。合同調整所が設置された場合は、公共施設、資機材の提供等の支援を実施する。

(3) 捜索・救助救出活動

東日本旅客鉄道（株）が行う発生直後の救助救出活動の他、安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部・鴨川消防署、鴨川警察署及び各交番が対応する。

(4) 医療救護活動

亀田総合病院及び国保病院で対応する。負傷者の搬送は安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部・鴨川消防署が対応する。

(5) 消防活動

事故発生直後には東日本旅客鉄道（株）が初期消火を行う。火災の消火は、安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部・鴨川消防署、消防団が実施する。消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

(6) 交通規制

鴨川警察署及び各交番は応急活動のため必要に応じて交通規制を実施する。

(7) 遺体の収容、処理

検案を終了した遺体を収容するために、公共施設に遺体安置所を設置し、必要な措置をとる。

(8) 被災者家族等への支援

被災者家族等のために原因者等の要請に基づき、待機所や宿泊施設、火葬等の必要な対応を支援する。

(9) 災害復旧

東日本旅客鉄道（株）は、被災施設及び車両の迅速な復旧に努めるとともに、可能な限り復旧予定時期を明らかにするよう努める。

第8節 道路災害対策

1. 基本方針

(1) 基本方針

市域において車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている事故が発生した場合に、関係機関と連携して被災者を迅速かつ適切に救助することにより被害の軽減を図るため、市がとるべき応急措置を定める。

(2) 想定する災害

想定する道路災害は、次のとおりである。

■想定する道路災害

- 観光バス等の大型車両の事故により多数の死傷者が発生する場合
- 集団交通事故により多数の死傷者が発生する場合
- 危険物を積載する車両の事故により危険物が流出し、住民等に影響が及ぶ場合

2. 予防対策計画

(1) 危険箇所の把握・改修

道路管理者は、災害の発生するおそれのある箇所を把握し、改修工事等を順次行うとともに、異常気象時においては緊急パトロール等を実施し監視体制を強化する。

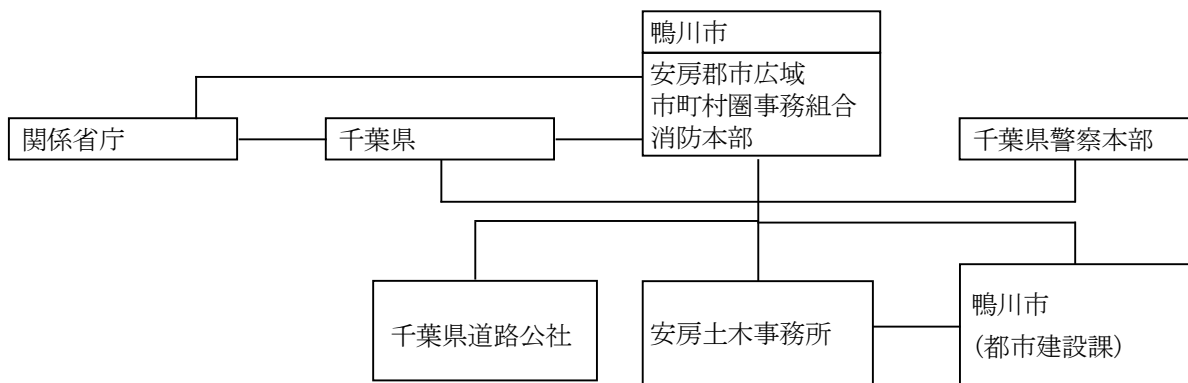
また、被災した施設の早期復旧を図るため応急復旧用資機材の保有に努める。

(2) 危険物積載車の予防

輸送事業者は、法令の定めるところにより防除資機材を携帯するとともに、危険物の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面を携帯するものとする。

3. 災害情報

道路災害発生時の情報伝達経路は、次のとおりである。



4. 応急対策計画

道路災害が発生した場合は、次の応急対策を実施する。対策の詳細については、第3編第2章災害応急対策計画を適用する。

(1) 広報活動

住民に対して防災行政無線、広報車等により災害発生の状況、危険物流出に対する対処方法、避難指示等について広報する。

(2) 応急活動体制

必要に応じて事故対策本部を設置する。合同調整所が設置された場合は、公共施設、資機材の提供等の支援を実施する。

- ① 消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置を執る。
- ② 二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう、必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、崩落土砂等障害物の除去及び被災道路構造物の構造図の提示等救出救助活動へ協力する。
- ③ 障害物の除去、仮設道路の建設等の応急復旧を行い早期の道路交通の確保を行う。復旧に際しては被災原因を究明し再発防止策を策定する。
- ④ 災害の規模が大きく市単独では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町に応援を求める
- ⑤ 県に対し、災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

(3) 捜索・救助救出活動

安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部・鴨川消防署、鴨川警察署及び各交番が対応する。

(4) 医療救護活動

亀田総合病院及び国保病院で対応する。負傷者の搬送は安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部・鴨川消防署、消防団が対応する。

(5) 消防活動

火災の消火は、安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部・鴨川消防署、消防団が実施する。消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

(6) 危険物流出対策

危険物積載車両から危険物が流出した場合、安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部は、危険物の性状を把握し、流出・拡散防止の措置をとる。住民への影響がある場合は、市に連絡する。

(7) 避難

危険物が流出し住民への影響がある場合は、安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部・鴨川消防署、消防団、鴨川警察署等と連携して、事故の状況や対処方法等を広報する。避難する必要がある場合は、避難区域を設定し、避難広報、誘導、避難所の開設・受け入れを行う。

また、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、地域住民等に対し、避難勧告及び立入禁止区域の設定等の措置を講ずる。

(8) 交通規制

鴨川警察署及び各交番は応急活動のため必要に応じて交通規制を実施する。

- ① 道路構造物の被災による人的な被害を未然に阻止するため、道路災害の発生の恐れがあると認められるときは、道路の交通規制を行う。
- ② 通行規制を実施したときは、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。

(9) 遺体の収容、処理

検索を終了した遺体を収容するために、公共施設に遺体安置所を設置し、必要な措置をと

る。

(10) 被災者家族等への支援

被災者家族等のために原因者等の要請に基づき、待機所や宿泊施設、火葬等の必要な対応を支援する。

第9節 放射性物質事故対策

1. 基本方針

(1) 基本方針

市及び県には原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所は存在しないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設のほか、県内には核燃料物質を使用している事業所がある。

また、「原子力災害対策指針」（平成24年10月 原子力規制委員会）上、県外の原子力事業所の「原子力災害対策重点区域」には入っていない。さらに、核原料物質、核燃料物質又はこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）あるいは放射性同位元素又はこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱いや原子力艦寄港の状況を把握することも、国の所掌事項であり、市及び県は核燃料物質等又は放射線同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、住民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだ。

これらを受け、「地域防災計画」として、放射性物質取扱事業所及び防災関係機関の予防対策、事故発生時の対策について定めることとする。

なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応などについては、県が定める「放射性物質事故対応マニュアル」によることとする。

※核原料物質：原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条第3号に規定する核原料物質をいう。

※核燃料物質：原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質をいう。

※放射性同位元素：放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素をいう。

※原子力事業所：原災法第2条第4号に規定にされる工場又は事業所

※核原料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第57条の8の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。

※核燃料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第52条の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所をいう。

※放射性同位元素等使用事業所：放射性同位元素等の規制に関する法律第3条第1項の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所、同法第3条の2第1項の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。

※放射性物質取扱事業所：原災法に規定される原子力事業所をはじめ、放射性物質を取り扱う事業所全般をいう。

(2) 事故の想定

放射性物質事故を次のように想定する。

- ① 県内の放射性物質取扱事業所施設で取り扱っている核燃料物質の種類及び量から、これらの事業所において、大量の放射線が放出される事故の可能性はないため、地震、津波、火災等の自然災害などに起因する事故を想定する。
- ② 核燃料物質の運搬に伴う事故については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出するなどを想定する。

- ③ 茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故などを想定する。
- ④ 原子力艦については、県外の原子力事業所の事故と同様に、地震、津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故などを想定する。

2. 予防対策計画

(1) 放射性物質取扱施設の把握

消防本部は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

(2) 情報の収集・連絡体制の整備

県及び危機管理課は、国、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

(3) 応急活動体制の整備

危機管理課は、職員の非常参集体制、防災関係機関との連携体制、広域応援体制を整備する。

また、消防本部は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスク等の防護資機材、放射線測定器等を整備する。

(4) モニタリング体制の整備

環境課は、緊急時における放射性物質又は放射線による被害が発生又は発生するおそれがある場合に備え、放射線測定器及び検出器等を整備する。

(5) 待避誘導体制の整備

危機管理課は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導体制を整備する。また、避難行動要支援者及び観光客等を適切に退避誘導し安否確認を行うため、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、退避誘導体制を整備する。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮する。

(6) 放射性物質に関する教育・訓練

県及び危機管理課は、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施する。市民に対しても放射性物質事故に関する知識の普及を図る。

また、県と連携した放射性物質事故を想定した訓練を実施する。

3. 災害情報

(1) 通報

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合、又は、周辺環境に影響を及ぼす恐れのある場合には速やかに以下の事項について、国、県、市、警察及び消防などの関係機関に通報するものとする。

通報の項目は、概ね次のとおりである。

- ① 事故発生時刻
- ② 事故発生場所及び施設
- ③ 事故の状況
- ④ 放射性物質の放出に関する情報
- ⑤ 予想される被害の範囲及び程度等
- ⑥ その他必要と認める事項

(2) 被害状況の報告

市は、放射性物質事故が発生したとの通報を受けた場合、国、県、警察及び消防などの関係機関に通報する。

また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

4. 応急対策計画

(1) 環境放射線モニタリング活動

市は、水道水、廃棄物の焼却灰、下水道処理の汚泥、公共施設等での降下物、農産物等の放射性を測定し、ホームページ、広報紙等で測定値を発表する。

(2) 消火活動

放射性物質使用事業所等において火災が発生した場合、事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

消防本部は、事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行うものとする。

(3) 避難等の防護対策

県は、緊急時におけるモニタリング等活動の結果など必要な情報を関係市町村に提供し、モニタリング結果などから、原子力規制委員会の提案している「屋内退避及び避難等に関する指標」に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、当該市町村に対し連絡又は必要に応じて退避・避難を要請する。

市は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、市民に対して「屋内退避」又は「避難」の措置を講ずるものとする。

■屋内退避及び避難等に関する指標

予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建屋に退避するか、又は避難すること。

50 以上	500 以上	住民は、指示に従いコンクリート建屋の屋内に退避するか、又は避難すること。
-------	--------	--------------------------------------

- 注) 1. 予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示等が行われる。
2. 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。
3. 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

(4) 飲料水及び飲食物の摂取制限等

市は、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農産物の出荷の制限、また法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行う。

■食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく放射性セシウムの基準

対象	放射性セシウム（セシウム134及びセシウム137）
飲料水	10 ベクレル/キログラム
牛乳	50 ベクレル/キログラム
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム
一般食品	100 ベクレル/キログラム

(5) 広域避難

① 市外への広域避難

市は、放射性物質事故により、他の市町村へ避難することが必要な場合は、被災者の受け入れについて、県及び他市町村に要請し協議を行う。

② 広域避難者の受け入れ

市は、被災市町村又は県から、広域避難者の受け入れ要請があった場合は、可能な限り受け入れに協力する。受け入れを行う場合は、支援体制を構築するとともに、滞在施設の提供、所在地情報の把握、その他の支援に努める。

5. 災害復旧計画

(1) 汚染された土壌等の除去等の措置

市は、国及び県の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行う。放射性物質取扱事業所の事業者等は、国、県、関係市町村及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染、除去を行う。

(2) 各種制限措置等の解除

市は、国及び県の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

(3) 住民の健康管理

市及び県は、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた対応や心のケアを実施する。

(4) 風評被害対策

市は、国及び県等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

(5) 廃棄物等の適正な処理

市は、国及び県等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずる。